

○秋田大学大学院教育学研究科規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 149 号)

改正 平成 25 年 2 月 9 日一部改正 平成 26 年 2 月 8 日一部改正
平成 27 年 2 月 7 日一部改正 平成 27 年 5 月 21 日一部改正
平成 28 年 3 月 29 日一部改正 平成 29 年 11 月 27 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学大学院学則(以下「学則」という。)及び秋田大学学位規程に定めるもののほか、秋田大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)における教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 研究科は、教育に関わる理論と実践の往還を通じて、学校現場から課題を抽出し、多様な人々と連携協働しながら、組織的に課題を解決するとともに、地域に蓄積された実践知の継承と創造に取り組む意欲と力量を有する、高度な教育専門職としての初等中等教育教員の養成と、その教員や学校を支援し、地域の発展に貢献できる高度専門職業人の養成を目的とする。

(専攻及びコース)

第 3 条 研究科の修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 26 条第 1 項に規定する教職大学院の課程(以下「教職大学院の課程」という。)に、次の専攻及びコースを置く。

修士課程

心理教育実践専攻

心理教育実践コース

教職大学院の課程

教職実践専攻

学校マネジメントコース

カリキュラム・授業開発コース

発達教育・特別支援教育コース

(授業科目及び単位数)

第 4 条 研究科における授業科目及びその単位数は、別表 1 のとおりとする。

(指導教員)

第 5 条 修士課程においては、学生の研究指導を行うため、学生ごとに研究指導教員を定める。

2 教職大学院の課程においては、履修の指導等を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第6条 修士課程においては、学生は、必修科目及び選択科目を通じて34単位以上を修得しなければならない。

- 2 教職大学院の課程においては、学生は、必修科目及び選択科目を通じて、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得しなければならない。
- 3 履修方法は、別表2に定めるとおりとする。
- 4 履修しようとする授業科目は、指導教員の指導を受けて、学年の始めに所定の様式により届け出なければならない。

（現職教員の特例）

第6条の2 教職大学院の課程において、現職教員として所定の基準を満たした者は、実習により修得する単位のうち、6単位を免除することができる。この場合において、当該実習の所定の内容に代えて課す課題の成果を評価することにより、単位を認定するものとする。

（学部で開設する授業科目の履修）

第6条の3 学生のうち、新たに教育職員免許の取得を目的とする者は、秋田大学教育文化学部において開設する授業科目のうち、当該教育職員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位は、前条に規定する修了要件の単位には含めない。
- 3 前2項に規定するもののほか、学部で開設する授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（登録単位数の上限）

第6条の4 学生が履修科目として登録できる単位数の上限は、別に定める。

（教育方法の特例）

第7条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適当な方法により行うことができる。

- 2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第7条の2 研究科は、学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修の対象となる学生は、職業を有している等の事情による者とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（特別履修生）

第7条の3 研究科は、教育文化学部に在籍する学生のうち、学業成績が優秀と認められる者が、教職大学院の課程で開設する授業科目の履修を申し出たときは、特別履修生として、指定された授業科目の履修を認めることができる。

2 特別履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導)

第8条 修士課程においては、学生は、学位論文の作成等に関し、研究指導教員の研究指導を受けなければならない。

(試験)

第9条 履修科目に係る単位修得の認定は、試験による。ただし、研究報告等の審査をもってこれに代えることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 試験の成績は、S, A, B, C及びDをもって表示し、S, A, B及びCを合格とする。

(学位論文の提出要件)

第11条 修士課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出できる者は、研究科に1年以上在学し、所定の授業科目について24単位以上(当該年度中に修得見込みの単位を含む。)を修得した者とする。

(最終試験)

第12条 修士課程においては、最終試験は、研究科を修了するために必要な所定の単位を修得した者につき、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査が終わった後に行う。

2 教職大学院の課程においては、最終試験は、研究科を修了するために必要な所定の単位(第6条の2の規定により特例を認められた単位数を含む。)を修得した者につき、実践研究報告書の審査が終わった後に行う。

(修了の判定)

第13条 研究科委員会は、最終試験終了後、学則第19条及び第19条の2に規定する修了の要件に基づき、修了の可否を判定する。

(教育職員免許状)

第14条 教育職員の種類免許状授与の所要資格を有する者が、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第29号)に規定する所定の単位を修得し、研究科を修了したときは、別表3に掲げる教育職員の専修免許状を取得することができる。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会、教育研究カウンスル又は運営カウンスルの議を経て研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 11 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 9 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成25年2月9日一部改正)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成26年2月8日一部改正)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成27年2月7日一部改正)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成27年5月21日一部改正)

この規程は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月29日一部改正)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によることができる。

附 則(平成29年11月27日一部改正)

この規程は、平成29年11月27日から施行する。

別表1

開設授業科目及び単位数
修士課程

心理教育実践専攻

心理教育実践コース

[別紙参照]

教職大学院の課程

教職実践専攻

学校マネジメントコース

[別紙参照]

カリキュラム・授業開発コース

[別紙参照]

発達教育・特別支援教育コース

[別紙参照]

別表 2

履修方法

[別紙参照]

別表 3

取得できる教育職員免許状

[別紙参照]

【心理教育実践コース】

科目区分		授業科目	必修	選必	
必修科目	共通科目	心理学研究法特別演習 (子どもの心を科学する研究を読み解く)	2		
		課題研究	4		
	臨床心理士 関連科目	臨床心理学特論Ⅰ	2		
		臨床心理学特論Ⅱ	2		
		臨床心理面接特論Ⅰ	2		
		臨床心理面接特論Ⅱ	2		
		臨床心理査定演習Ⅰ	2		
		臨床心理査定演習Ⅱ	2		
		臨床心理基礎実習	1		
		臨床心理実習	1		
		地域臨床心理基礎実習 (秋田における心理支援の現状)	1		
地域臨床心理実習 (秋田の臨床支援施設実習)	1				
選択科目	学校心理士 関連科目	教育心理査定演習		2	
		学校カウンセリング実習		2	
		学校カウンセリングの理論と実践		2	
		生徒指導特別演習		2	
	臨床 心理士 関連 科目	A群	心理学研究法特論		2
			心理統計法特論		2
		B群	発達心理学特論		2
			学習心理学特論		2
			認知心理学特論		2
			教育心理学特論		2
		C群	臨床社会心理学特論		2
			家族心理学特論		2
			臨床心理の倫理と関連行政論		2
		D群	精神医学特論		2
			心身医学特論		2
			障害児心理・病理学研究		2
			発達障害の事例分析と対応策の検討・評価		2
			障害児支援におけるチームアプローチ		2
		E群	投映法特論Ⅰ		2
			投映法特論Ⅱ		2
			心理療法特論Ⅰ		2
			心理療法特論Ⅱ		2
			学校臨床心理学特論		2
臨床動作法演習			2		
臨床催眠学演習		2			

1. 必修科目22単位、選択科目において、学校心理士関連科目から2単位以上、臨床心理士関連科目から、A群、B群、C群、D群、E群から各2単位以上10単位以上を修得すること。

教育学研究科規程 別表1 教職実践専攻

【学校マネジメントコース】

区分	領域	提案科目名	必修	選択
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	ふるさと秋田の教育資源とカリキュラム開発	2	
		個のニーズに応じたカリキュラムの編成 ※		2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	秋田の授業力の継承と発展	2	
		ICTを活用した教育の実践と課題		2
	生徒指導・教育相談に関する領域	児童生徒指導の理論と実践	2	
		インクルーシブの理念と特別支援教育の推進 ※		2
	学級経営、学校経営に関する領域	学校・学級経営の現状と課題	2	
		学校危機管理の現状と課題	2	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校教育の現代的課題	2	
		教育実践力の向上と秋田型協同研究システム		2
コース科目	学校マネジメント	秋田の生涯学習の理論と実践		2
		学社連携・融合の理論と実践		2
		学校組織文化の形成と機能		2
		学校情報の管理と運営		2
		地域教育行財政の理論と実践		2
		学校経営をめぐる法と判例	2	
		学校経営戦略の分析と策定	2	
		スクールリーダーの役割と課題	2	
		教員のサービス管理と人事考課	2	
		カリキュラム・授業開発	ふるさと秋田のキャリア教育	
	小学校英語の理論と実践			2
	生活科・総合的な学習の時間の授業デザインと評価			2
	国際理解教育の教材とカリキュラムの開発			2
	情報教育の教材とカリキュラムの開発			2
	環境教育の教材とカリキュラムの開発			2
	ふるさと秋田における地域課題教育			2
	道徳教育の理論と実践			2
	特別活動の理論と実践			2
	秋田型アクティブラーニングの授業デザインと評価			2
	小・中・高連携の教科教育カリキュラムの開発Ⅰ			2
	小・中・高連携の教科教育カリキュラムの開発Ⅱ			2
	発達教育・特別支援教育	障害児支援におけるチームアプローチ ※		2
		発達障害の事例分析と対応策の検討・評価 ※		2
		コミュニケーション発達の理解と支援 ※		2
		障害児のキャリア発達と支援 ※		2
		特別支援教育の教育課程の実施と評価 ※		2
		知的障害児の理解と支援 ※		2
		肢体不自由児の理解と支援 ※		2
		病弱児の理解と支援 ※		2
		現代教育思想と学びの諸相		2
		子ども理解の理論と実践		2
		子どもの発達と教育		2
		子どもの教育と保育		2
		学校カウンセリングの理論と実践		2
		教育活動と心理学		2
		授業実践と学習心理学		2
		児童生徒の認知と発達Ⅰ		2
		児童生徒の認知と発達Ⅱ		2
		実践省察科目	教職実践リフレクションⅠ	2
	実践実習科目	教職経営プロジェクト	4	

1. ※を付した科目は特別支援学校教諭専修免許状取得のための科目である。

教育学研究科規程 別表1 教職実践専攻

【カリキュラム・授業開発コース】

区分	領域	提案科目名	必修	選択
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	ふるさと秋田の教育資源とカリキュラム開発	2	
		個のニーズに応じたカリキュラムの編成 ※	2	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	秋田の授業力の継承と発展	2	
		ICTを活用した教育の実践と課題	2	
	生徒指導・教育相談に関する領域	児童生徒指導の理論と実践	2	
		インクルーシブの理念と特別支援教育の推進 ※	2	
	学級経営、学校経営に関する領域	学校・学級経営の現状と課題	2	
		学校危機管理の現状と課題	2	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校教育の現代的課題	2	
		教育実践力の向上と秋田型協同研究システム	2	
コース科目	学校マネジメント	秋田の生涯学習の理論と実践		2
		学社連携・融合の理論と実践		2
		学校組織文化の形成と機能		2
		学校情報の管理と運営		2
		地域教育行財政の理論と実践		2
	カリキュラム・授業開発	ふるさと秋田のキャリア教育	2	
		小学校英語の理論と実践 ■		2
		生活科・総合的な学習の時間の授業デザインと評価		2
		国際理解教育の教材とカリキュラムの開発		2
		情報教育の教材とカリキュラムの開発		2
		環境教育の教材とカリキュラムの開発		2
		ふるさと秋田における地域課題教育		2
		道徳教育の理論と実践		2
		特別活動の理論と実践		2
		秋田型アクティブラーニングの授業デザインと評価	2	
		小・中・高連携の教科教育カリキュラムの開発Ⅰ		2
		小・中・高連携の教科教育カリキュラムの開発Ⅱ		2
	発達教育・特別支援教育	障害児支援におけるチームアプローチ ※		2
		発達障害の事例分析と対応策の検討・評価 ※		2
		コミュニケーション発達の理解と支援 ※		2
		障害児のキャリア発達と支援 ※		2
		特別支援教育の教育課程の実施と評価 ※		2
		知的障害児の理解と支援 ※		2
		肢体不自由児の理解と支援 ※		2
		病弱児の理解と支援 ※		2
		現代教育思想と学びの諸相		2
		子ども理解の理論と実践		2
		子どもの発達と教育		2
		子どもの教育と保育		2
		学校カウンセリングの理論と実践		2
		教育活動と心理学		2
		授業実践と学習心理学		2
		児童生徒の認知と発達Ⅰ		2
児童生徒の認知と発達Ⅱ		2		
実践省察科目	教職実践リフレクションⅠ		2	
	教職実践リフレクションⅡ		2	
実践実習科目	教職実践プロジェクトⅠa ●	4		
	教職実践プロジェクトⅠb ● ※	4		
	教職実践プロジェクトⅡa ●	6		
	教職実践プロジェクトⅡb ● ※	6		
	教職実践インターンシップⅠa ○	4		
	教職実践インターンシップⅠb ○ ※	4		
	教職実践インターンシップⅡa ○	6		
	教職実践インターンシップⅡb ○ ※	6		

- ※を付した科目は特別支援学校教諭専修免許状取得のための科目である。
- 小学校教諭専修免許状の取得を希望する学生は■を付した科目を受講すること。
- 実践実習科目のうち、●は現職教員学生が対象の科目、○は現職教員以外学生が対象の科目である。

教育学研究科規程 別表1 教職実践専攻

【発達教育・特別支援教育コース】

区分	領域	提案科目名	必修	選択
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	ふるさと秋田の教育資源とカリキュラム開発		2
		個のニーズに応じたカリキュラムの編成	※	2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	秋田の授業力の継承と発展		2
		ICTを活用した教育の実践と課題		2
	生徒指導・教育相談に関する領域	児童生徒指導の理論と実践		2
		インクルーシブの理念と特別支援教育の推進	※	2
	学級経営、学校経営に関する領域	学校・学級経営の現状と課題		2
		学校危機管理の現状と課題		2
	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校教育の現代的課題		2
		教育実践力の向上と秋田型協同研究システム		2
コース科目	学校マネジメント	秋田の生涯学習の理論と実践		2
		学社連携・融合の理論と実践		2
		学校組織文化の形成と機能		2
		学校情報の管理と運営		2
		地域教育行財政の理論と実践		2
	カリキュラム・授業開発	ふるさと秋田のキャリア教育		2
		小学校英語の理論と実践	■	2
		生活科・総合的な学習の時間の授業デザインと評価		2
		国際理解教育の教材とカリキュラムの開発		2
		情報教育の教材とカリキュラムの開発		2
		環境教育の教材とカリキュラムの開発		2
		ふるさと秋田における地域課題教育		2
		道徳教育の理論と実践		2
		特別活動の理論と実践		2
		秋田型アクティブラーニングの授業デザインと評価		2
		小・中・高連携の教科教育カリキュラムの開発Ⅰ		2
	小・中・高連携の教科教育カリキュラムの開発Ⅱ		2	
	発達教育・特別支援教育	障害児支援におけるチームアプローチ	※	2
		発達障害の事例分析と対応策の検討・評価	※	2
		コミュニケーション発達の理解と支援	※	2
		障害児のキャリア発達と支援	※	2
		特別支援教育の教育課程の実施と評価	※	2
		知的障害児の理解と支援	※	2
		肢体不自由児の理解と支援	※	2
		病弱児の理解と支援	※	2
		現代教育思想と学びの諸相		2
		子ども理解の理論と実践		2
		子どもの発達と教育		2
		子どもの教育と保育		2
		学校カウンセリングの理論と実践		2
		教育活動と心理学		2
		授業実践と学習心理学		2
		児童生徒の認知と発達Ⅰ		2
児童生徒の認知と発達Ⅱ		2		
実践省察科目	教職実践リフレクションⅠ		2	
	教職実践リフレクションⅡ		2	
実践実習科目	教職実践プロジェクトⅠa	●	4	
	教職実践プロジェクトⅠb	● ※	4	
	教職実践プロジェクトⅡa	●	6	
	教職実践プロジェクトⅡb	● ※	6	
	教職実践インターンシップⅠa	○	4	
	教職実践インターンシップⅠb	○ ※	4	
	教職実践インターンシップⅡa	○	6	
	教職実践インターンシップⅡb	○ ※	6	

1. 特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生は、※を付した科目から24単位以上取得すること。
2. 小学校教諭専修免許状の取得を希望する学生は■を付した科目を受講すること。
3. 実践実習科目のうち、●は現職教員学生が対象の科目、○は現職教員以外学生が対象の科目である。

教育学研究科規程 別表 2

心理教育実践専攻

心理教育実践コース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	共通科目	6 単位	
	臨床心理士関連科目	16 単位	
選択	学校心理士関連科目	2 単位以上	
	臨床心理士関連科目	10 単位以上	A 群から E 群までの各科目群からそれぞれ 2 単位以上
合計		34 単位以上	

教職実践専攻

学校マネジメントコース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	共通科目	12 単位	各領域から 1 科目ずつ 5 科目 10 単位及び他の共通科目から 1 科目 2 単位
	コース科目	8 単位	所属コースの必修科目 4 科目 8 単位
	実践省察科目	2 単位	修業年限 2 年の場合は 4 単位
	実践実習科目	10 単位	注(1) 参照
選択	共通科目及びコース科目	8 単位以上	共通科目及び所属のコース科目から 4 科目 8 単位以上 修業年限 2 年の場合は 6 単位以上
	コース科目及び他コース科目	6 単位以上	各コース科目から 1 科目ずつ 3 科目 6 単位以上
合計		46 単位以上	

カリキュラム・授業開発コース及び発達教育・特別支援教育コース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	共通科目	20 単位	
	コース科目	4 単位	所属コースの必修科目 2 科目 4 単位
	実践省察科目	4 単位	注(2) 参照
	実践実習科目	10 単位	注(3) 参照
選択	コース科目	4 単位以上	所属コースの科目から 2 科目 4 単位以上
	コース科目及び他コース科目	4 単位以上	所属コース及び他コース科目から 2 科目 4 単位以上
合計		46 単位以上	

注（１）学校マネジメントコースの学生は、「教職経営プロジェクト」４単位を必修とする。さらに、履修年限１年の学生は、実践実習科目１０単位のうち６単位分を免除する。ただし、免除することの代替として、以下の措置を取る。

- ① １年次前期のリフレクションを通じて「教職経営リフレクションレポートⅠ」を作成し、評価の上、２単位分として認定する。
- ② １年次後期のリフレクションのまとめとして、「教職経営リフレクションレポートⅡ」（学校経営アクションプラン）を作成し、評価の上、４単位分として認定する。このレポートを実践研究報告書として提出し、審査を受けるものとする。

履修年限が２年以上となる学生は、２年次に「教職実践プロジェクトⅡ」６単位を必修とし、加えて「教職実践リフレクションⅡ」を履修する。

- ① １年次のリフレクションを通じて「教職経営リフレクションレポートⅠ」を作成する。
- ② ２年次のリフレクションを通じて、「教職経営リフレクションレポートⅡ」（学校経営アクションプラン）を作成する。このレポートを実践研究報告書として提出し、審査を受けるものとする。

注（２）カリキュラム・授業開発コース及び発達教育・特別支援教育コースの学生は、「教職実践リフレクションⅠ」及び「教職実践リフレクションⅡ」の２科目４単位を必修とする。

- ① １年次のリフレクションを通じて「教職実践リフレクションレポートⅠ」を作成する。
- ② ２年次のリフレクションを通じて「教職実践リフレクションレポートⅡ（現職教員は、学校改善アクションプラン）」を作成する。このレポートを実践研究報告書として提出し、審査を受けるものとする。

注（３）カリキュラム・授業開発コース及び発達教育・特別支援教育コースの現職教員学生は、「教職実践プロジェクトⅠ」及び「教職実践プロジェクトⅡ」の２科目１０単位を必修とする。

カリキュラム・授業開発コース及び発達教育・特別支援教育コースの現職教員学生以外の学生は、「教職実践インターンシップⅠ」及び「教職実践インターンシップⅡ」の２科目１０単位を必修とする。

教育学研究科規程 別表3 (教育職員専修免許状)

専攻	コース	取得できる免許状 学校種	教科・領域
教職実践	学校マネジメントコース カリキュラム・授業開発コース 発達教育・特別支援教育コース	幼稚園	
		小学校	
		中学校	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 技術, 英語
		高等学校	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 工業, 情報, 英語
	発達教育・特別支援教育コース	特別支援学校	知的障害者・肢体不自由者 ・病弱者